

業務仕様書

1 業務名

サッポロクジラ復元標本等制作業務

2 業務概要

サッポロクジラの復元図及び3Dデータから復元模型等を制作する。

3 業務目的

サッポロクジラの復元標本を制作することで、市民、特に子どもたちが、骨格標本だけでは想像しにくい筋肉の付き方や皮膚の質感などを視覚的に理解できるようになり、太古の生物に対する学習効果を高め、興味を持つきっかけを提供する。

4 履行期間

契約締結の日から令和8年3月20日（金）まで

5 要求仕様

(1) サッポロクジラ復元模型

本業務で制作するサッポロクジラの復元模型は以下のとおりとする。

ア 造形方法

- (ア) 造形にあたっては、3Dデータは委託者が所有するデータ(STL形式)を活用すること。
- (イ) 造形方法について指定しないが、業務目的を遂行する上で最も適した方法を選択すること。
- (ウ) モデリングデータ制作の詳細については、委託者と十分な協議を経て決定すること。
- (エ) 模型を分割して造形した場合は、最終的に接合し3Dデータの形状を復元すること。
- (オ) 形状や大きさにより適当でないと判断した部分については、適切な造形方法を検討すること。また、その方法については委託者と十分な協議を経て決定すること。

イ サイズ

- (ア) 全身を制作する。縮尺は、別添研究論文中に記載された、推定されるサッポロクジラの大きさの20分の1とする。なお、展示時のサイズは、全長63cm×高さ20cm×幅30cm（15cm、胸椎部分）程度を想定している。
- (イ) 5(2)のケースに入れて持ち運びができる重さとする。

ウ 材質等

- (ア) 造形にあたり使用する材料は、石膏のような割れやすい素材ではなく、耐光性が高く、衝撃に強い弾性のあるプラスチックのような樹脂を使用すること。
- (イ) 皮膚のシワや質感は、委託者と事前に協議を行い、可能な限り現生のセミクジラ等を参考に表現すること。

- (ウ) 表面はシート貼り、着彩仕上げなどし、生体に近い質感と色彩を再現すること。着彩は復元図を参照にするが、事前に描き起こして確認し、色相について委託者と事前に協議を行うこと。
- (エ) 模型を自立させるための展示台（スタンド）も合わせて制作すること。展示台は模型の重量に耐えうる安定して設計とし、素材はスチールや木材など展示場所の雰囲気に合わせて選定すること。
- (オ) 制作年月日、制作者名、スケールなどを記載したプレートを添付すること。
- (カ) 造形や着色に使用する材料は、揮発性有機化合物等を含有していないもの又は使用していないものを使用すること。ただし、造形・着色の要求に耐えうるものが市場にない場合は、できるだけ揮発性有機化合物等の発散量が少ないものを使用できる。
- (キ) 前号ただし書きに該当する場合は、あらかじめ委託者と十分な協議を経て決定すること。

(2) 出張展示用ケース

出張展示用ケースは以下のとおりとする。

- ア サッポロクジラ復元標本を容易に当センター外で室内展示できるよう、1人で持ち運び可能なものであること。
- イ 特別な作業を要することなく、展示できるものであること。
- ウ 耐久性等及び視認性を考慮し、壁面及び天井は透明度の高いアクリル板等を使用すること。

6 成果品

- (1) サッポロクジラ復元標本一式 1体
- (2) 復元標本設計データ一式
- (3) 出張展示用ケース 1台
- (4) 安全データシート（SDS） 1部

7 納入場所

札幌市博物館活動センター（札幌市豊平区平岸5条15丁目1-6）

8 著作権等の取り扱い

(1) 著作権の譲渡

受注者は、発注者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

(2) 著作者人格権

ア 受注者は、本著作物に関する著作者人格権を、発注者又は発注者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

イ 本著作物の著作者が受注者以外のものであるときは、受注者は発注者又は発注者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

(3) 保証

ア 受注者は、発注者に対し、受注者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

イ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受注者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 環境への配慮

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

10 その他

(1) この業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者および受託者双方の協議により処理する。

(2) この業務の履行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。

(3) この業務の履行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。

(4) 受託者は、委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。

(5) 受託者は、本契約の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 受託者は、本委託事業を第三者に再委託してはならない。但し、事前に文書により、委託者と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

(7) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、委託者と別途協議のうえ、処理すること。